

2016年2月3日

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び 検疫法施行令の一部を改正する政令案

### 1 政令案の趣旨

平成27年5月以降、ジカウイルス感染症については、ブラジルをはじめとする中南米地域において多数の患者が報告されており、ジカウイルス感染症に妊婦が感染した場合、胎児に小頭症が発生するリスクについても指摘されている。また、媒介蚊であるヒトスジシマカは国内各地に生息しており、今後国内で感染者が出る可能性も高い。

こういった状況を踏まえ、ジカウイルス感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図るため、所要の措置を講じる。

### 2 政令案の内容

#### (1) 感染症法施行令について

ジカウイルス感染症について、感染症法第6条第5項第11号の規定により政令で定める四類感染症に追加する。

※ その他、感染症法施行規則を改正し、特定感染症予防指針を作成する感染症として、ジカウイルス感染症を規定。

#### (2) 検疫法施行令について

- ①ジカウイルス感染症を検疫感染症（検疫法第2条第3号）に指定し、以下の措置を講ずることを可能とする。（検疫法施行令第1条関係）
  - ・ 診察及び病原体の有無の検査（検疫法第13条）
  - ・ 汚染された場所の消毒（検疫法第14条） 等
- ②検疫感染症への追加に伴い、検疫感染症の病原体の有無の検査に係る手数料を定める。（検疫法施行令別表第2関係）
  - ・ 検疫感染症の病原体の有無の検査手数料
  - ・ ジカウイルス感染症 一件につき 2,400円

### 3 公布日

平成28年2月上旬

### 4 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日

2016年2月3日

## 検疫法施行規則の一部を改正する省令案

### 1 省令案の趣旨

検疫法第18条第1項に基づき、検疫所長は、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないものの、感染したおそれのある者があることが否定できないときは、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付することができる。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令（以下「政令」という。）により、ジカウイルス感染症を検疫感染症に追加することに伴い、検疫法施行規則第6条第2項に定める仮検疫済証に付する期間について、ジカウイルス感染症に感染したおそれのある者があるときにおいては288時間とする。

※288時間 = 潜伏期間12日 × 24時間

### 2 公布日

平成28年2月中旬

### 3 施行期日

平成28年2月中旬

※政令の施行日と同日